

岐阜県と県内市町村からの 重要なお知らせです!

岐阜県内全市町村では、法定要件に該当する**事業主の皆さまに個人住民税の特別徴収の実施を徹底**しています。

事業所等に勤務されている方の個人住民税は、所得税と同様に、原則として、事業主の皆さまに徴収をしていただいたうえで、課税した市町村に納入していただくことが必要です。

また、パートやアルバイト、期限付雇用の従業員等も原則、特別徴収となります。ただし、次の①又は②に該当する従業員の分につきましては、給与支払報告書を提出する際に、下記の様式(見本)を仕切り紙として使用することにより、普通徴収とすることができます。

①「仕切り紙 個人住民税を給与から徴収できない人用」の理由

a ~ d に該当する場合

- a 乙欄適用である
- b 給与が支給されない月がある
- c 事業専従者のみ (全従業員が事業専従者のみの場合に限る)
- d 退職予定者 (5月末までに退職予定の者)

②前年中に退職した者 (仕切り紙 退職者用)

eLTAXの取扱いは
裏面をご覧ください

仕切り紙 特別徴収用	見本
名分	

仕切り紙 退職者用	見本
名分	

仕切り紙 個人住民税を給与から 徴収できない人用	見本
理由	
a 【 人】	乙欄適用である
b 【 人】	給与が支給されない月がある
c 【 人】	事業専従者のみ (全従業員が事業専従者のみの場合に限る)
d 【 人】	退職予定者 (5月までに退職予定の者)
合計 【 人】	

1. この「仕切り紙 (退職者用)」及び「仕切り紙 (個人住民税を給与から徴収できない人用)」は、給与支払報告書を提出するときに普通徴収への切り替えが必要な場合に使用するものです。
2. 個人住民税を給与から徴収できない理由に該当する項目 (a~d) の【 人】に人数を記入してください。
3. 個人住民税を給与から徴収できない理由に該当しない場合は、パートやアルバイト、期限付雇用の従業員等も原則特別徴収をしていただかなければなりません。
4. 綴る順番は、上から順に①給与支払報告書 (総括表) ②仕切り紙 (特別徴収用) ③給与支払報告書 (個人別明細書: 特別徴収分) ④仕切り紙 (退職者用) ⑤給与支払報告書 (個人別明細書: 退職者分) ⑥仕切り紙 (個人住民税を給与から徴収できない人用) ⑦給与支払報告書 (個人明細書: 個人住民税を給与から徴収できない人分) としてください。

eLTAXを利用して給与支払報告書を提出される場合

普通徴収とする場合は、紙の場合と同様に個人住民税を給与から徴収できない理由を示していただきます。

給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄にa～dのいずれに該当するかを入力するとともに、下方に画面をスクロールしていただき「普通徴収」欄にチェックを入力してください。（a～dの理由は表面を参照）

■給与支払報告書（個人別明細書）摘要欄への理由記載例（eLTAX）

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
千円	千円	千円	千円	千円
(摘要)				
b 給与支給されない月あり				

普通徴収	青色専従者	条約免除
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

個人住民税の特別徴収にはeLTAXを活用しましょう！

eLTAXとは？

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。eLTAXを利用することで、自宅やオフィスから給与支払報告書の提出や地方税の納税を全ての地方団体へ一括して行うことができ、大変便利です。納税は地方公共団体が指定する金融機関に限らず、全国1,000以上の金融機関で利用できます。

eLTAXで利用可能な手続き（個人住民税の特別徴収関係）

- 1 電子申告
 - 給与支払報告書
 - 給与支払報告書・特別徴収に関わる給与所得者異動届出
 - 普通徴収から特別徴収への切替申請
 - 退職所得に関わる納入申告及び特別徴収票 など
- 2 電子申請・届出
 - 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- 3 地方税共通納税（電子納税）
 - 特別徴収に係る本税の納入
 - 特別徴収に係る延滞金、加算金の納入

特に、特別徴収税額通知書が電子的に送付されている場合、納付金額等のデータを取り込む方法により納入することができます。その他の場合は、納付税額等を直接入力することにより納入します。



お問い合わせ先：地方税共同機構

<https://www.eltax.lta.go.jp>

システムの操作は、eLTAXヘルプデスクにお問い合わせください

- ・電話番号 0570-081459
- ・受付日／月～金（祝日、年末年始を除く）
- ・受付時間／9:00～17:00

岐阜県・県内42市町村

★特別徴収制度についてのお問い合わせ先
岐阜県税務課：電話番号 058-272-1146

★具体的な事務手続きについてのお問い合わせ先
各市町村の個人住民税担当部署